

豊岡市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定及び運用要領

1 目的

気候変動適応法第 21 条第 1 項に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止するため、熱中症特別警戒情報の発表期間中に開放する「指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という。)」として、豊岡市内に所在する民間施設(以下、「施設」という。)を指定し、運用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2 指定要件

- (1)施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備を有すること。
- (2)熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、一般開放できること。
- (3)受入可能人数が同時に、適切に滞在できる空間が確保されていること。
- (4)市と施設管理者との間において、別に定める指定に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

3 指定方法

市長は、クーリングシェルターの指定について申請があった施設について、2の指定要件を満たすと認めるときは、施設管理者と協定を締結し、当該施設をクーリングシェルターとして指定する。

4 指定の期間と更新

指定の日から熱中症特別警戒情報の運用期間が終了するまでとし、指定を受けた施設管理者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

5 指定の解除

指定を受けた施設が2の指定要件を満たさなくなった場合または施設管理者から指定の解除の申し出があった場合は、4の指定期間中であっても、市長は指定を解除するものとする。

また、指定を受けた者がクーリングシェルターとしてふさわしくないと認められる場合、市長は指定を解除できる。

6 公表

3の指定を受けた施設については、その概要を市がホームページ等で公表するものとする。

7 運用期間

クーリングシェルターとして施設を運用する期間は、指定の日から指定の日の属する年度の10月第4水曜日とし、翌年度以降は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

8 経費の負担

- (1)クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設の負担とする。
- (2)利用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。

9 留意事項

- (1)環境省が発表する熱中症特別警戒情報を取得及び把握すること。
- (2)熱中症特別警戒情報が発表されたときには、クーリングシェルターとして一般に開放すること。(開館または営業時間内に限る。)
- (3)施設の入り口に市が提供するポスター等を設置し、クーリングシェルターであることを周知すること。
- (4)受け入れ可能人数に応じて、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。
- (5)熱中症予防のため、利用者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。

10 応募方法

指定を受けようとする施設管理者は「豊岡市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定申請書」に必要事項を記入のうえ、健康増進課へ提出する。